

告示

埼玉県告示第二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス川越的場店

埼玉県川越市大字的場字六畑八百三十一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- 看板等により入口・出口を明確にしてください。
- 事故防止等のため、出入口付近での見通しの確保をお願いいたします。
- 防犯カメラを設置する場合には「川越市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用をお願いいたします。
- 防犯上の観点から、開店中の敷地内は定期的に巡回し、異常の有無を確認してください。
- 閉店時駐車場に係りの無い車両が入り込んだり、少年のたまり場とならないよう対策を実施してください。
- 強盗事件等が発生した場合等の緊急時に備えた対応を従業員に周知してください。
- 図面3「建物配置図及び1階平面図」では、県道からの出入りを左折イン・左折アウトとしておりますが、右折進入防止対策として、入口部への看板設置のみでは、実際、右折侵入車を防げるか問題であります。同所車道幅員が狭いため、右折車の滞留による渋滞と右折直進車の事故が懸念されます。また、対面するベルク等の客の乱横断も懸念されるため、繁忙時間帯などは交通誘導員の配置の検討をお願いします。
- 児童・生徒の登下校等での安全が十分確保されるよう、配慮した上での対応をお願いします。

二 縦覧期間

令和二年三月十七日から令和二年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

